

(その1)

収 支 報 告 書

令和

6 年分

※該当箇所に ☒ すること

(年 月 日開催分)

(ふ り が な)

1 政治団体の名称

たにぎきとしひろこうえんかい

谷崎利浩後援会

2 主たる事務所の所在地

熊本県阿蘇市黒川1600

3 代表者の氏名

谷崎 利浩

4 会計責任者の氏名

柿本 祐実

事務担当者の氏名

柿本 祐実

(電話) 090 (8836) 8522

(電話)

政治団体の区分

☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内
---------------------------------------	---

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



(その2)

[illegible]

(1) 個人の負担する党費又は会費																					
金 額												十億			百万			千			円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)										0 人											

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額								備 考			
1 経 常 経 費			十億		百万								
(1) 人 件 費													
(2) 光 熱 水 費													
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費													
(4) 事 務 所 費									2	4	0		
小 計									2	4	0		
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費								6	0	5	2		
(2) 選 挙 関 係 費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費													
イ 宣 伝 事 業 費													
ウ 政治資金パーティー開催事業費													
エ そ の 他 の 事 業 費													
(4) 調 査 研 究 費													
(5) 寄 附 ・ 交 付 金													
(6) そ の 他 の 経 費													
小 計								6	0	5	2		
合 計								6	2	9	2		

(その15)

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 3月 31日

政治団体の名称

谷崎利浩後援会

会計責任者の氏名

柿本 祐実



代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

印

（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。